

△紹介▽

明治初年代、民事裁判呼出に遅不参の者処分 の一事例

——明治九年三月 山口裁判所民事課の「決議録」
調査報告・その四——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高

はじめに

- 一、明治十年、萩・岩国両区裁判所の遅不参者対策
- 二、明治九年代、岩国区裁判所の呼出に遅不参の者処分の事例
- 三、遅不参者対策に関する明治初期中央省庁の事例

はじめに

本稿は先に両三度にわたって公表していた明治初期の民事裁判史料——表紙右肩に「明治九年三月」、表紙中央に「決議録」そして表紙左肩には朱書で「永久保存」そしてそのやや左下方には「山口裁判所民事課」と「永久保存」を除いて墨書された記録

簿冊で、左肩あたりに「民事第三七号」という帳簿進行番号なる印刷入りの付箋が貼布されている）——について、引きつぎ進めてきた史料調査をまとめた報告書である。本史料は現に広島高等裁判所管理下に在る。筆者らはその後も引きつぎ長官をはじめ多くの関係各位の一方ならぬ御理解と御協力を得て明治期の民事裁判史料の調査と資料収集を営々として続けているが、それは前記裁判所関係各位の並々ならぬ御厚意によるものであり、この事を謝意を込めて改めて付記しておきたい。参考までにこれまでの前記「決議録」の調査報告を挙げておく。その史料解説等は各掲載誌上の本文を参照されたい。

- ①明治初年代の「東京裁判所民事課事務節目」について——明治九年三月、山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その一——紺谷浩司／加藤高（西南学院大学「法学論集」第三七巻第四号九三頁～一七〇頁）
- ②明治初年代の「広島裁判所民事課事務節目」について——明治九年三月、山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その二——紺谷浩司／加藤高（西南学院大学「法学論集」第三八巻第一号二三頁～八五頁）
- ③明治初年代の「広島裁判所民事取扱順序」について——明治九年三月、山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その三——広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会（「修道法学」第二八巻第一号一一五頁～一四二頁）

以上の裁判史料に見られたのは、明治前期、「裁判所」という、前時代には到底見られなかったところの、行政庁から完全に分離独立した司法の府の新名稱であり、この新しい「裁判所」設置当初は、その名稱に相応しい欧米の法知識を身に付けた裁判官を初めとする司法官僚も漸く養成の緒に付いたばかりで、そこには幕末維新の草莽の志士あがりの人々が多く司法官に任用されるという状況であった。そして「裁判所」設置自体も、明治前期それほどスムーズには運ばず、明治五(一八七二)年八月、当時新しく司法卿に就いた江藤新平の手に成る「司法職務定制」の下で初めて府県裁判所等の各種裁判所が、東京近辺の諸県・開港場と云った特定の府県に十数箇所設置された。以後政治上財政上等の事情から全国的な裁判所設置は遅々として進まず、漸く明治八(一八七五)年四月、元老院・大審院設置等の詔勅に基づき、大審院以下諸裁判所設置が本格化していく。その様な状況下で、中国地方諸県中では初めて府県裁判所としての山口裁判所が設置開庁された(明治九年三月二八日)²。この設置開庁当初から山口裁判所では民事上の裁判事務の運用についても、できる限り中央の意向に沿った形を考えていたことから、たとえば「東京裁判所民事課事務節目」を参考に資し、これを標準に、地方の特色をも活かして修正を重ね、独自の民事裁判事務に関する内規を作製し、事務運用を図ってきた。それが「広島裁判所民事課事務節目」であり、恐らくそれを基礎に当裁判所の民事事務全般の運用内規を集大成

したものが「広島裁判所民事取扱順序」ではなかったかと推測している。ところで前記「決議録」には他に興味深い明治十年代の裁判史料が編綴されていた。その中にこれまであまり人々の関心を惹かなかったかも知れない事実——民事上、裁判所の呼出しを受けて遅参不参した者の取扱いをめぐり、裁判所内で取り交されていた伺い・指令そしてそれに関する運用内規——も見出された〔決議録〕三九葉目から四六葉目に編綴されていた「山口裁判所」用紙等使用の文書。これを紹介しながら、あわせて明治前期の関連法令を辿ることでこの問題が当時どのように司法中枢において見られていたのか、——明治前期の政治的思想的状况とりわけ次第に国民の間に高まりつつあった自由民権思想、に對抗しようとする政府側の対応等——を考える際のささやかな側面的一資料に役立つのではないかと思っている。

(1) たとえばが国初代大審院長玉乃世履(一八二五(文政八)年〜一八八六(明治十九)年)は岩国藩士の子として生まれ、長じて藩校教授として子弟の教育に携わる傍ら、幕府の長州征討の折り農兵隊を指揮して幕府軍と戦う等の軍功が認められている。明治元(一八六八)年岩国藩公議人となり入京し、翌年広沢真臣に認められて新政府に登用され、明治四(一八七二)年八月司法省に入り司法権大判事となる等司法省内での重要な官職に就任している。

また明治九(一八七六)年三月設置開庁時の山口裁判所所長となった岩村通俊(一八四〇(天保十一年)〜一九一五(大正四)年)

は土佐藩陪臣の家に生まれ、戊辰戦争に参加従軍している。明治二（一八六九）年箱館府権判事を皮切りに明治初期の北海道開拓に従事する。以後同六年佐賀県権令等を経て、明治八（一八七五）年四等判事、同九年山口裁判所長となり萩の乱の裁判を行なう。以後同十年には鹿児島県令となった。行政官と司法官とを交互に歴任する等、以後も重要な官歴を経ている（日本近現代人名辞典・吉川弘文館・二〇〇一年発行「玉乃世履」の項目六五五頁・「岩村通俊」の項目二七頁各参照）。

(2) 明治初年代、同四年七月廢藩置縣以後同年十一月の県治条例に伴い、新しい県治機構として聴訟課という司法事務課が設置され、県長官が県司法長官でもあるという特異な現象が数年間存続していた。この時期の裁判状況とそこに配置されていた県職員の人的構成等については加藤高「明治初年、山口聴訟課の民事裁判に関する一考察——『出産児差縄之訴』（小児引取等請求）裁判の取扱いを通して——」（『広島法学第二七卷第二号（平成十五年十一月発行）二五頁以下参照）。

一、明治十年、萩・岩国区裁判所の遅不参者対策

以下に紹介する資料は、みかん色の罫線半葉十三行・一葉中央に「萩区裁判所」の印刷が施されている用紙に墨書されている。

その内容を見ると、最初の文書は、萩区裁判所より本庁（山口裁判所）民事課宛の問合せで、一月三十一日の日附となつてはいるが、明治十年一月三十一日に差出された照会文書である。なお該文書

明治初年代、民事裁判呼出に遅不参の者処分の一事例

の後半葉に、山口裁判所民事課より十年二月三日の日附で萩区裁判所民事課宛に朱書で回答している。同じ頃に岩国区裁判所より同旨の伺いが山口裁判所本庁宛に出され、その指令が朱書で岩国区裁判所宛に発せられた如くであり、それらの全容を本庁内の庶務課より同庁内の判事補・受付掛・落着掛へ、十年二月十四日「心得の為」回覧に付する旨の文書が編綴されている。当時の民事裁判においては、裁判所に呼出しを受けて正当な理由なく無断で不参遅参した者の取扱いに関しては、それが引いては裁判の遅延を招くほか裁判所の威信に関わる深刻な事態と考えられていた様である。もつともこの問題はこの時期に始まったことではなく、江戸期の民事裁判にも既に見られたことは後に例證する。先ず本資料を紹介することから始めよう（文中、読者の便宜を考え、当用漢字に改めるなど読みやすくした。原文も同じで後に載せた）。

遅不参ノ者処断該当御問合

遅不参ノ者処分ノ儀ハ本年第五号公布ニ依リ、爾来違式二問ハズ罰金直科ス可キハ勿論ニ付、刑事課調掛リ者タリトモ引戻シ直科シカルベキカ。

五銭ヨリ十円迄ノ該当概略何杖ハ何程ト本庁ニ於テ御予定相成リタキ事

右即今調掛ニ付滞留之者コレ有リ候条至急御垂示コレ有リタク候。此段御問合セニ及ビ候也

萩区裁判所

一〇七（一〇七）

一月三十一日

民事課 民事課印

本庁民事課御中

これに対する回答が後半葉に朱書されている。

第一条 該公布裁判官ニ於テ直ニ云々ノ文意ハ檢事ヲ經由セズシテ裁判官直ニ科スルノ趣意ト議定シ刑事課ニ交付シテ処断致シ候事

第二条 犯者ノ情状ニ依リ範圍内適宜ニ処分スルマデニテ刑事課ニ於テモ予定ノ目途ハ相立ザル由ニ候事

右御答状ニ及ビ候也

十年二月三日

山口裁判所民事課

萩区裁判所民事課御中

原文は以下のごとくである。

遅不参ノ者処断該当御問合

遅不参ノ者処分ノ儀ハ本年第五号公布ニ依リ爾來違式ニ問ハス罰金直科ス可キハ勿論ニ付刑事課調掛リ者タリトモ引戻シ直科可然乎。五錢ヨリ十円迄ノ該當概略何杖ハ何程ト於本廳御予定相成度事

右即今調掛ニ付滞留之者有之候条至急御垂示有之度候、此段及御問合候也

萩区裁判所

民事課 民事課印

一月三十一日

原文をそのまま引用すると

第一条 該公布裁判官ニ於テ直ニ云々ノ文意ハ檢事ヲ經由セズシテ裁判官直ニ科スルノ趣意ト議定シ刑事課ニ交付シテ処断致シ候事

第二条 犯者ノ情状ニ依リ範圍内適宜ニ処分スルマデニテ刑事課ニ於テモ予定ノ目途ハ相立由ニ候事

右及御答状候也

十年二月三日

山口裁判所民事課

萩区裁判所民事課御中

萩区裁判所問合せに引用されている「本年第五号公布」の法令とは、明治十(一八七七)年一月十七日太政官布告第五号(法令全書第十卷二頁参照《原書房昭和五十年九月発行》)のことである。以下参考までにその全文を載せることにする。

○第五号(一月十七日 輪廓附)

凡ソ裁判所ノ呼出ヲ受タル者疾病等ノ事故アリテ遅参又ハ不参スル時ハ其事故ヲ詳記シ呼出刻限マデニ其裁判所ニ届出ベシ、若シ右刻限ヲ過ギテ届出ルカ又ハ無届ニテ遅参不参スル時ハ裁判官ニ於テ直ニ五錢以上十円以下ノ罰金ヲ科スベシ、右布告候事(文中、読み易くするため、当用漢字に改めるほか、句読点、濁点を附するなどした)

当該布告はその後明治二十三年六月十六日公布法律第四十二号を以て明治二十四(二八九二)年一月一日廃止されている

（法令全書第二三卷2《原書房・昭和五三年七月発行》一〇九頁）。

裁判所の呼出しを受けて無断不参遅参した者の処遇に関しては、別に同じ頃岩国区裁判所からも山口裁判所本庁宛に伺いが出され、本庁からの指令が発せられているほか、「遅不参ノ者取扱手続」という裁判所内部での当該事案に関する執務規則と見られるものが全八条にわたって定められ、これに照準して事案が処理されていると思われるので、以下には順次それらを紹介することにする。

その上で明治のこの時期における裁判所の呼出しに対する遅不参者への取扱いがどのようなものであったか、往時の法令および裁判史料の中で散見された実例を紹介しながら、それらを通して明治前期の裁判観ないしは訴訟観の一端を垣間見る資料を提供したいと思う。

以下の資料は、岩国区裁判所から山口裁判所本庁宛の伺いに対する本庁からの指令文書であるが、おそらく本庁内の裁判事務担当者への執務資料として回覧に付されたものと思われる（原文は後掲するが、資料を読み易くするため当用漢字に改めるなど、多少手を加えた。なお用紙には「山口裁判所」の印刷がなされており、半葉十二行で燈色線引である）。

別紙岩国区裁判所ヨリ伺出、依テ朱書ノ

通(リ)御指令相成(リ)候条、御心得ノ為覽返ニ及(ビ)候也

十年二月十四日 庶務課

明治初年代、民事裁判呼出に遅不参の者処分の一事例

判事補

受付掛

落着掛

半葉の用紙に墨書されており、以下別用紙一葉に岩国区裁判所からの伺いが全五条分、参考に供されている。伺いが前出明治十年太政官布告第五号に端を發したものであることは云う迄もない。

岩国区裁判所伺

第一条

オヨソ裁判官ニ於テ直ニ罰金ヲ科スベシトハ固ヨリ警察官ニ転廻セズ刑事民事共ソノ裁判官直チニ処分スベキカ 但シ民事ト云エドモ刑事ニ付スルハ無論ナルカ

第二条

右犯人刑事ノ裁判トスレバ其罰金ヲ処決取調書中犯罰則ノ部ニ加入スベキカ

第三条

右犯人民事ノ裁判トスレバ罰金ノ表未ダ之レ無キハ如何

第四条

右犯人資力ナケレバ刑事資力限りノ処分ニ止ムル者乎

第五条

右犯人宣告ハ明治十年第五号布告ニ依リ何錢何円云々ト書スベキカ又ハ唯何錢何円ト書スベキカ

以上

ここで終っている。後に見るように当時この太政官布告第五号の運用をめぐって諸裁判所からの疑義が相次いで本省に提起されていた。

ところで岩国区裁判所の伺いに対しては「山口裁判所」用紙半葉分の指令が逐条朱書で同区裁に達せられたごとくである。

第一条 警察官へ転廻セス民事刑事共、各其裁判官ニ於テ直ニ所分ス可シ、但其処分ノ方法ハ別紙ノ通心得ベシ

第二条・第三条 刑事ノ部分ハ罰則ノ部ニ入ルハ勿論、民事ニ於テ所分セシ部分モ同ジク罰則ノ部ヘ記入シ、内何程民事ニ於テ処分セシ罰金ノ旨ヲ記入シ置クベシ

第四条 犯人資力ナケレハ他ノ罰金ト同ジク処分ス可シ

第五条 宣告書記載方ノ儀後項ノ如ク唯タ何円何銭ト記載ス可シ

これが指令の全容であるが、指令の年月日は記載されていない。その後遅不参者の取扱手続なるものが明文化された由で、それが二枚の山口裁判所用紙に全八条に亘って定められた形で編綴されている。ただこれら条文化された遅不参者に關する取扱手続が、果して当時の山口裁判所限りで策定された執務規定であったのかどうかの判断は現在のところ困難である。いずれにせよ当時増加の一途を辿っていた民事々件の処理上、訴訟当事者が呼出し期日に無断不参あるいは遅参した結果、訴訟事件の遅延等を生じ、それらが裁判への不信を招き、それが又、無断不参遅参を助長する

要因ともなりうるなどから、司法への威信に關わることと思われたのか、罰金刑の導入を以て問題解決の道を選んだようである。以下にその全文を紹介する。

遅不参ノ者取扱手続

第一条

遅不参スル者アレバ当該判事補始末書ヲ徴シ或ハ口書ヲ取り余白ヘ朱墨ニテ擬律文ヲ書シ且ツ別紙ニ申渡シ案ヲ造リ認印ヲ捺シ而シテ該判事並所長ノ検印ヲ受ケ之ヲ書記簿ニ附スベシ

第二条

書記局簿ニ於テハ罪案ヲ浄書シ了レバ速カニ犯罪者ヲ呼出し置キ該判事補ニ告ケ則チ宣告書ヲ同官ニ附スベシ

第三条

当直判事補宣告書ヲ受取りタレバ是ヲ判事ニ告ケ直チニ判事ト

共ニ訟庭ニ望ミ判事之ヲ宣告スベシ

第四条

宣告書ヲ渡シタレバ必ず受書ヲ徴スベシ

第五条

書記局簿ニ備フベキ帳簿ハ

罰金取立帳

申渡録

通付録

第六条

書記^{著者}局^{受付}ニ於テハ第一条ノ書類ヲ受取りタレバ罰金取立帳二本
件ノ番号並ニ犯者ノ住所姓名且ツ罰金ノ高ヲ記載スヘシ

第七条

一件書類ハ申渡録ニ綴込ミ置クベシ

第八条

罰金上納ノ者ハ納金証書ニ通ヲ出ダサシメ之レニ割判ヲナシ、
一通ハ上納者ヘ下附シ、一通ハ徴収ノ罰金ト共ニ通付録ニ記シ
出納課ヘ送附スベシ

以上の裁判史料文書を通して、明治十年二月中には、「山口裁判所
民事課」の名稱で、当時同裁判所管内に開設されていた萩区裁判
所・岩国区裁判所などの区裁判所と本庁間で裁判上の事務連絡が
多く交わされていたことが明らかである。その点は姑く措くとし
て、前出明治十年太政官布告第五号が投じた裁判所への波紋・混
乱は相当に大きかったようで、全国諸裁判所からの伺いが殺到し
ている。例えば十年一月二十二日東京裁判所伺いは「本年第五号
御布告ノ意、仮令民事呼出ヲ受ケ遅不参之者ハ即チ民事裁判官ニ
テ直^テニ罰金言渡シ可然哉。為念此段相伺候也」と。これに対す
る司法省指令は十年一月二十七日「伺之通」（神戸裁判所編纂・
民事要録丁編・明治十一年三月刊行所収第三卷附録・喚問「第七
十五条 喚出ヲ受ケ遅不参ノ者直ニ処罰ノ伺、東京裁判所一ニ一
丁参照」とある。同上の伺いが十年一月二十七日新潟裁判所から
も出されており、民事の訴訟について呼出しの者遅不参は直ちに

明治初年代、民事裁判呼出に遅不参の者処分の一事例

民事の裁判官において科罰の処分に及びその場合毎月の刑事取調
書及び処決表等へ科罰の処分をすべて掲載すべきかにつき十年一
月七日その旨の指令が出されている。ほぼ同旨の伺いが十年一月
二十九日京都裁判所からも出され、それに対して十年二月十二日
「民事ニ付召喚ノ際遅不参ノ者ハ民事裁判官ニ於テ直^テニ処分ニ及
ビ其人員ハ毎月刑事処決表ヘ組込^シ、族籍（年令）等モ調書中ニ
記入致ス可キ事」との指令を受けている（前掲民事要録丁編所収
第三卷附録・喚問第七十六条・第七十七条一ニ二丁以下参照）。と
ころで実際に民事呼出しを受けながら遅不参した者に対して、当
時の裁判所ではどのように対応処理していたか。それらを明らか
に示す裁判史料が、最近山口地方裁判所岩国支部所蔵の調査で発
見されたので、本来の資料紹介に必要な範囲内で引用して当時の
裁判活動の一端を窺う素材を提供しておきたい。なお岩国支部で
の裁判史料調査に際しては同支部内の多くの関係各位による御配
慮と御理解を頂いている。特に当時の庶務課長宮地利技氏を始め
多数の職員の方々の御協力に対しては、この機会に心からの謝意
を表しておきたい。

二、明治九年代、岩国区裁判所の呼出に遅不参 の者処分の事例

筆者ら広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査班――
広島地裁弁護士会所属弁護士増田修氏、西南学院大学法科大学院

教授・広島大学名誉教授紺谷浩司氏と筆者加藤高——が数年前から続けていた明治期の岩国支部所蔵裁判史料調査の結果、多くの興味深い裁判史料に接することができた。その中でも岩国区裁判所開設時である明治九（一八七六）年六月当時の多数の記録簿冊を見ることができた。とくに「明治九年六月ヨリ十年マデ」と表記された「一件帳」と題された部厚い簿冊、表紙左下方には「岩国区裁判所落着掛」と記載されており、左上方には「刑事第二号」と墨書されたラベルが貼付されている。簿冊の寸法は横19・5センチ、縦26センチ、厚さ5・2センチであった。但しこの簿冊の後半は「明治十年分、一件帳、刑事第十二号」が合綴されていた。「一件帳」の内容を調査したところ「民事課廻」の記述のある事件が随所に散見されたので、それらを抽出して見た。たとえば以下のような記載がなされていた。

第十七号 藤井判事補 市口

九年七月五日 民事課廻

九年七月七日 落（着の略か？）

贖罪金一円五十銭 某県某国大小区某村農

不参 三十五才男

のような簡単な記述である。右に「第十七号」とあるのは事件の通し番号であり、藤井判事補とあるのは、山口県聴訟課より明治九年三月開設の山口裁判所へ転出した藤井延三山口県士族で文政五（一八二二）年閏正月生れ、当時五四歳、転出前は県十一等出

仕のことであろう。⁽³⁾（藤井延三は岩国区裁判所開設時の初代所長。そして市口とあるのは転出前山口県少属、鳥取県士族、天保九（一八三八）年六月生、当時三八才の市口吉亭のことであろう。事件の掛官であったと思われる。⁽⁴⁾以下この「一件帳」に見られる「不参」事件で「民事課廻」の件数を事件番号順に抽出整理して見た結果は次表の通りである。

[A]

事件番号	判事(補)名	掛り官 ⁽⁵⁾	民事課廻年月日	落着年月日	事件名	備考(贖罪金額)
①第十六号	藤井判事補	市口	九年七月五日	七月十日	不参	一円五十銭
②第二十号			九年七月八日	九年七月十四日	不参	一円五十銭
③第二十七号	藤井	市口	九年七月十五日	九年七月十七日	不参	一円五十銭
④第三十三号	藤井	市口	九年八月五日	九年八月七日	不参	農・44才
⑤第三十四号	藤井	市口	九年八月九日	九年八月九日	不参	農・39才
⑥第三十九号	藤井	市口	九年八月十四日	九年八月十九日	不参	農・32才
⑦第四十号	藤井	市口	九年八月十四日	九年八月十九日	不参	農・44才
⑧第五十号	藤井	市口	九年九月三日	九年九月四日	不参	平民・浄土宗
⑨第五十号	藤井	市口	九年九月五日	九年九月六日	不参	平民・農
⑩第五十六号	(藤井)	市口	九年九月十三日	九年九月十五日	不参	商・不明
⑪第五十七号	(藤井)	市口	九年九月十五日	九年九月十六日	不参	士族・44才
⑫第五十七号	藤井判事補	市口	九年十月十日	大	不参	平民・49才

03第七十七号	藤井 ヶ	雨宮	九年十月四日	九年十月廿五日	不参	(商・68才 一四五十銭)
04第六十五号	藤井 ヶ	雨宮	九年十月四日	九年十月廿五日	不参	(商・22才 一四五十銭)
05第八十六号	藤井 か	市口	九年十一月二十七日	九年十一月廿九日	不参	(農・眞宗・57才 一四五十銭)
06第八十七号	藤井 か	雨宮	九年十一月二十五日	九年十一月廿九日	不参	(農・淨土宗・34才 一四五十銭)
07第九十三号	藤井 ヶ	雨宮	九年十二月一日	九年十二月十二日	不参	(農・眞宗・48才 一四五十銭)

以上明治九年六月以降十二月末日頃迄の岩国区裁判所において民事裁判召喚日に無断不参したため、同民事課より刑事課に廻され、「不参」事件として、九年当時、贖罪金の支払いを言渡された事件を抽出整理したのが前記全十七件に関する別表〔A〕である。「不参」事件の当事者は全員男性であった。なお参考までに「贖罪」については、明治六(一八七三)年六月十三日公布「改定律例」に収める「改正贖罪取贖例図」の説明によれば「平民過誤・失錯・連累其他不幸ニ出テ、事情憫諒ス可クシテ実断シ難キ者、例図ニ照シテ贖罪ス」とある。あわせて参考までに「取贖」は「老小・廢疾・婦女ノ矜恤ス可キ者」も例図に合わせて取贖すると定めている。「例」に列挙されている図を一部参考挙げておく。

明治初年代、民事裁判呼出に遅不参の者処分の一事例

	贖罪	取贖
懲役十日	七十五銭	二十五銭
二十日	一四五十銭	五十銭
(略)	(略)	(略)
百日	七円五十銭	二円五十銭
一年	十五円	三円

以下略

そして明治九年の一件帳と一緒に合綴されていた「明治十年一件帳 岩国区裁判所落着掛・「刑事第二三号」という表紙の簿冊を明治九年一件帳の調査と同じ手法で「民事課廻」―民事々件召喚日当日不参として民事課から刑事課に廻され贖罪金支払いの言渡しを受けた事件の件数を調査した結果は以下の通りであった。

(事件番号)	(掛判事)	(掛官)	(民事課廻年月日)	(落着年月日)	(事件名)	(備考)
①第十号	藤井	雨宮	10年1月16日	1月23日	不参	(上族・32才 一四五十銭)
②第十四号	藤井	雨宮	10年1月16日	1月23日	不参	(農・27才 七十五銭)
③第十五号	藤井	市口	10年1月22日	1月25日	遅参	(商・31才 七十五銭)
④第十八号	藤井	雨宮	10年1月27日	10年2月5日	不参	(農・40才 七十五銭)

以上であり、明治十年一件帳から以後「不参」事件で民事課廻とした贖罪金の言渡しは無くなった。これは明治十年太政官布告

第五号施行に伴い、以後民事裁判官が直接遅不参者に罰金刑を言渡すことができたからであろう。その後の裁判上召喚を受けて遅不参した者の取扱いの実例を見ることはない。ただ現在も裁判史料調査中の山口地方裁判所蔵に関わる龐大な民事記録簿冊の中で、「自明治十九年至同廿六年、民事諸表編冊、山口地方裁判所民事部「民事第二三五号」（帳簿進行番号）、永久保存」と記載された表紙の記録簿を見ると「山口始審裁判所」名で「明治二十年分同廿一年分」の「不参及遅参ニ係ル」として「罰金」と「科料」に分けた簡単な「件数」、「人員」を記載したB5版型半葉の手書きの統計表が綴られていた。しかし不参に対する罰金、遅参に対する科料と推測しうる程度に止まるので、資料的価値は充分でないものの参考までに紹介しておく。それに依れば明治二十年分としては罰金一件、人員は二人、罰金額は四円で二人分とされている。これがおそらく不参に対する罰金であろう。科料の件数は十三件、人員数は十七人、科料金額は十七人分で十六円九十銭と計上されている。一人当たり科料は九九銭となるが、遅参者に対するものである。明治二年分では罰金一件、人員数は一人、罰金額は一人二円、科料は三件、人員数は五人、科料の総金額は三円五十銭であるから一人七十銭の割合となる。明治二十四年一月一日に明治十年太政官布告第五号は廃止となるのが明治二十三年六月には公布されているから、以後裁判上の呼出に遅不参した者に対する取扱いは別の形に変わりながら対応していったと思われる。

る。尚このような問題は、当時、勸解においても同様に生じていたようであり、たとえば明治九年三月五日長野県伺「勸解所へ出頭ノ者、該日不参遅参ノ節、成規ニ拠リ贖罪金申付候テハ定規ニ拘ハラサル本旨ト背馳シ妥当ナラズ、去リトテ之ヲ不問ニ置キ候テハ等閑ノ弊制ス可カラザルニ至リ、一方出頭ノ者曠日彌久難洪少ナカズ候ニ付、斯ノ如キハ一日（不参五拾錢遅参ニ拾五錢）ノ割合ヲ以テ一方ヨリ償却致サセ候テ苦シカラズ哉（※「曠日彌久」、むなしく日を過ごして久しきにわたる。事が長びくのにいう意へ角川漢和辞典十五画「曠」参照）に対して司法省は明治九年四月十二日指令において「伺ノ趣勸解ト云エドモ不参遅参ニ係ル者ハ裁判所成規ニ拠リ処分致ス可キ事」として、勸解における遅不参者に対しても処分の対象としている（神戸裁判所編纂「民事要録・丁編」明治十一年三月刊行・第二卷附録・勸解第六十一条一〇一頁参照）。この点は行政官庁（府県庁）の呼出を受け「故無クシテ遅不参スル者」に対しても処分の対象としていた（明治十年八月十六日司法省丁第五十七号達・法令全書第十卷九二七頁参照）ことも併せて注意しておく必要がある。右の明治十（一八七七）年司法省丁第五十七号達は府県庁の呼出を受けて故なく遅不参する者の処分方法を司法省が太政官に伺ったところ、太政官は本年第十三号布告に照準して処分すべき旨を指令しており、その旨を司法省が大審院・諸裁判所に達したものである。右にいう「本年第十三号布告」とは明治十年一月二十九日太政官布告第

十三号のことであり、それは「各府県庁ヨリ布達スル所ノ条規ニ違犯スル者ハ裁判官ニ於テ壹円五拾銭以内ノ罰金ヲ科スベシ、右布告候事」と当該違反者に対して裁判官が一円五十銭以内の罰金刑を課することを定めている。当時の罰金刑が現在の価格でどの程度であるかを想定することはきわめて困難であるとしても、たとえば「日本通貨変遷図鑑（覆刻版・昭和五十四年八月刊・日本通貨史料協会発行）」102頁に「米一升（1.4 kg）の価額表」が載せられている。参考迄に明治元年は五銭五厘、同十三年は五銭四厘、同二〇年は五銭とされている。一円五十銭は明治十年当時米三斗に相当しようか（但しこの太政官布告第十三号は明治十四（一八八一）年太政官布告第六十二号により、翌明治十五年一月一日より廃止されている《明治十四年法令全書第十四卷四二頁『復刻版』》）。以上、「決議録」に編綴されていた明治九年三月設置開庁時の府県裁判所たる山口裁判所が以後の裁判所制度史上の変遷——地方裁判所としての広島裁判所山口支庁時代——の過程で、民事上の諸事案にどのように対応していたのか、その中のきわめてささやかな問題——裁判上呼出しを受けて遅不参した者の取扱いぶり——に焦点を当てて、それに関わる明治十年当時の山口裁判所における対応および当時の関連法令を眺めて見た。しかしこの種の事例は、なにも明治十年当時突如として生じたものではなく、実は明治初年代すでに中央省庁において問題とされていた。更に云えばそれより以前の江戸幕府法においても、奉行所等裁判役所

明治初年代、民事裁判呼出に遅不参の者処分の一事例

に呼出しを受けて遅不参した者の処分取締りの実際が先学により指摘されているが、それによれば封建的身分制度の堅牢な江戸幕府法上、裁判役所からの呼出しに遅不参した庶民に対しては酷しい処分が待ち構えられていたようである。たとえば「呼出日限遅参不参之者各方之事」には「一、呼出当日遅参之分者叱之事（以下略）」、「一、当日不参翌日罷出候者ハ、本人付添人トモ三日之間宿預之事（以下略）」とあり（小早川欣吾著「日本近世民事裁判手続の研究」日本法理研究会発行・昭和十七年（日本法理叢書第十八輯）八三頁）、このほか小早川欣吾「近世民事訴訟制度の研究」（有斐閣・昭和三二年発行）三五六頁以下には「裏判並差紙不請者」の処分に関連して差日当日遅不参者に対する処分例が詳細に述べられている。ただ本稿では江戸幕府法にまで遡って論究するだけの紙幅はもとより許されていないばかりか、浅学菲才の筆者の能力を遙かに超えているので、これ以上立ち入らないことにする。いずれにせよ、江戸幕府法以来明治期の少くとも前半期頃迄、庶民の民事訴訟事件において差紙（召喚状）をもって呼出しがあった場合には、直ちに出現すべきこと——小早川前掲近世民事訴訟制度の研究三五六頁では差紙を受取った者には差紙受領義務が生じ、それに基づき当日出頭義務が課せられていたと解されている——、したがってそれに対する遅不参は義務懈怠^{けんたい}として当然に処分の対象とされていたと思われる。石井良助氏の研究によれば、たとえば江藤新平司法卿による司法制度改革の基本というべ

き明治五(一八七二)年八月の司法職務定制が定める聴訟(民事)手続には、江戸幕府法の影響を多分に残す保守的な規定——目安札、初席、落着——が見られるとされている(石井良助「近世民事訴訟法史」(法制史論集第八卷)所収「明治初年の民事訴訟法」四二五頁参照)。明治前半期には旧制度が残存し活用されていたと見られるが、その一典例が裁判上の呼出しに遅不参した者に対する取締り法令であろう。以下にはそれらに関する法令を紹介し、裁判制度が漸く新しく改革されようとしていた時期、明治四年廢藩置県前後を含めて、民事上の呼出しに遅不参した者に対して、裁判担当官がいかなる態度で臨んでいたか、を見つめることでの時期の民刑事裁判の一面面を眺めることができるのではないかと思つてゐる。

注③・④・⑤加藤高前掲注②所収の論文中、明治九年三月中の山口県聴訟課配置の判任官職員一覽(三二頁以下)を作成しておいたので参照されたい。兩宮とは、当時司法省十四等出仕兩宮克のこと。兩宮は茨城県土族。嘉永四(一八五二)年十二月生れ、明治九年當時二五才。

三、遅不参者対策に関する明治初期中央省庁の事例

○この点に関する省庁の対応は意外に早く、明治三庚午(一八七〇)年閏十月十四日に民部省より刑部省に対する聴訟(民事)事

件呼出人遅不参に対する問合せとそれに対する刑部省の廻答、その後の民部刑部両省間の応答が注目される。以下にはその全文を引用して見よう(文中の当用漢字、句読点濁点等は筆者の手に成る)。最初に筆者が候文を読み易い文章に代え、その大要を述べた上で原文を載せることにした。「憲法類編第二十八・第二篇民法部・第六卷訴訟法・第十四・附」十七丁以下「庚午閏十月十四日民部省ヨリ刑部省へ問合せ当省で取捌いている聴訟(民事)事件訴答の者、詮議中呼出時間にと角遅不参の者が多く、則ち当省の命令に違背している訳で、時間に無遅延で到着の者に対しては都合のみならず、省の威令に関する次第につき、昨巳年(明治二二巳年)中に商議の上、右遅不参の事情により、それぞれ罰銭律を設け、是迄処置して来たところ、御省(刑部省)においては現在では過料銭律を廢止された由、就いては当省(民部省)に於いて右制(罰銭律)を執行するのも如何かと存じられるので、右制を廢止する様に致すべきか。そうである時は、以後右の様な者が居た場合、どのような処置に及ぶべきか、簡易適宜の制を御報知ありたく、是迄執行してきた規則を添えて、この段、御問合せする」というもので添付の「罰銭規則」も以下に前示と同じ要領で引用すると、「東京宿(公事宿の意・筆者)在留で遅刻した者は、当人過料銭三貫、差添人と東京宿へ同巻貫文ずつ、虚病を申立不参の者は当人過料銭五貫文、差添人と東京宿へ同三貫文ずつ申し付け、もつとも差添人なき分は東京宿へのみ前書の通り申し付け、

東京市中の者呼出し時間に遅滞の分は当人過料錢三貫文、町役人共は同壹貫文ずつ、虚病申し立て不參の者は当人過料錢五貫文、町役人共へ同三貫文ずつ、いずれもそのたび毎に罰錢申し付けのこと」とある。以下原文を掲げておく。

庚午閏十月十四日民部省ヨリ刑部省へ問合当省ニテ取捌候聽訟事件訴答ノモノ詮議中呼出し刻限兎角遅參不參之者多ク則當省之命令ニ違背致シ候訳ニテ刻限無遅延到着之者へ対シ候テモ都合而已ナラス省之威令ニ関シ候次第ニ付、昨巳年中商議之上右遅參不參之事情ニ寄、夫々罰錢之律ヲ設ケ是迄所置イタシ来候処、御省ニライテハ方今過料錢之律被廢候由、就テハ当省ニ於テ右制ヲ執行イタシ候モ如何哉ニ被存候間廢止候様可致哉、然ル時ハ爾後右様之モノ有之節如何処置ニ及ヒ可然哉、簡易適宜之制御報知有之度、仍テ是迄執行来候規則書添此段及御問合候也

として、「罰錢規則」を添附している。紹介を続ける。

罰錢規則

東京宿在留ニテ遅刻イタシ候者ハ当人過料錢三貫文差添人東京宿へ同壹貫文ツツ虚病ヲ申立不參イタシ候者ハ当人過料錢五貫文差添人東京宿へ同三貫文ツツ申付尤差添人無之分ハ東京宿へ而已前書之通申付東京市中之者呼出し刻限遅滞イタシ候分ハ当人過料錢三貫文町役人共同壹貫ツツ虚病申立不參イタシ候モノハ当人過料錢五貫文町役人共へ同三貫文ツツ何レモ其度毎ニ罰

明治初年代、民事裁判呼出しに遅不參の者処分の一事例

錢申付候事

とある。いずれも明治二（一八六九）年六月版籍奉還後、全国が中央政府の統治に移されたのに伴い、新設された二官六省（神祇官と太政官の2官、民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省）といった、いわゆる復古的太政官制下にあつて、明治四年七月廢藩置県断行までの間、そして廢藩置県直前に司法省が設置される迄の間、聽訟（民事）事件と断獄（刑事）事件が前者は民部省、後者は刑部省に分轄されていた時期のことである（当時の太政官制の変遷については、取敢えず石井良助「明治文化史2法制編」洋々社、昭和二九年発行、八八頁以下参照）。右に民部省が刑部省に提示した罰錢規則を明治二年のいつ頃定めたかは現在筆者には明らかにし得ないでいる。これに対する刑部省から民部省への廻答が翌四辛未（年）三月十二日に発せられた。「御省において訴訟当事者を呼出しの節、遅參不參の者取扱いの件に付き、規則書（右の罰錢規則）を添えて御問合せの趣きは承知致した。右は是迄仕来りのとおり御取扱いに成つても当省に於いては異存の筋もないところで、別紙御返却お答えに及ぶ」とあり、民部省が当該遅不參者に対する罰錢規則の適用につき刑部省は「異存之筋」なしと回答している。即ち

辛未三月十二日刑部省回答

御省ニ於テ訴答ノモノ呼出し之節遅參不參之者取扱之儀ニ付規則書相添御問合之趣致承知候右ハ是迄仕来之通御取扱相成候テ於

当省異存之筋モ無之依テ別紙御返却及御答候也

というものである。更に同じ四年四月二十三日刑部省が民部省に回答している。それによれば、「聴訟(民事)事件で訴答之者(訴訟当事者)呼出の刻限に遅不参の節お答めの件につき先般御問合せがあり御答えに及んでおいた処(省略)、別紙の通り違式条目を設置し、右の様な軽科の者は総て右違式を以て所置するのでこの段御回答に及ぶ」とあるが、これは民部省が辛未四月十二日に問合せをしていた様でここでは略されているが、それに対する刑部省より「違式」条目設定の回答であろう。「違式」として「重キハ答二十、軽キハ答十、答ニ及サルハ呵責」と定めているが、これらは刑部省が「伺之上」定めたところから太政官政府中枢に上奏して承認を得たのであろう。

辛未四月廿三日刑部省回答

聴訟之事件訴答之者御呼出之刻限遅参又ハ不参致シ候節御答之儀ニ付先般御問合有之御答ニ及ヒ置候処当省ニ於テ右様之事件取扱振猶御問合之趣致承知候右ハ過日御答ニヲヨビ候処別紙之通違式之条相設ケ右様軽科之者ハ総テ右違式ヲ以テ所置致候儀ニ有之候依テ此段及御回答候也(辛未四月十二日民部省問合書略) 違式

重キハ答二十

軽キハ答十

答ニ及サルハ呵責

右之通伺之上相成候事

これに対して同四年五月廿三日民部省より刑部省へ問合せがなされている。以下概略を見ると、聴訟事件に呼出し当日遅不参の者所置振りを問合せたところ、贖罪例に照準し、もつとも極貧で贖(罰)金を差出しがたい者は御省(刑部省)において答刑申付ける旨は承知したが、それでは士族卒神職僧侶の分も遅参不参に限り贖金を申し付け、もし極貧困で贖金を差出しがたい者は本刑の半減謹慎を申し付けるべき筋であるのか、且つ不参遅参等贖罪例に照準し、別紙条目の通り取り決めてよいか。なおこの段お問合せに及ぶ、というもので、以下に「条目」を添えている。原文は以下の如くである。

一、呼出シ当日不参致シ候者 当人

本刑答二十

贖金壹両式分

差添人東京宿

本刑答一十

贖金三分宛

一、刻限遅参致シ候者

当人

本刑答一十

贖金三分
差添人東京宿

但シ極究ニテ贖金難差出段実決致シ候節ハ総テ本刑ノ半減、士族卒神職僧侶ハ謹慎、平民ハ其始末書付取之最前之請書相添刑部省へ差送り可申事

とあるのに対し、明治四年六月十七日刑部省の廻答は以下の如く「御問合之通御取極」めあつてしかるべき、即ち異論なしというものであつた。以上が明治三、四年司法省設置以前の民事事件につき裁判役所より呼出しに遅不参の者の取扱いぶりの事例であつた（これら資料は、別に複製版法令全書明治四年（刑部省附録第四乃至第六）九二二頁以下参照のこと）。したがつて明治四年七月八日司法省設置以後、前記民部・刑部省時代の遅不参者に対する取扱い方針がそのまま活用されたか否かを明らかにすることはできない。ただ明治六年頃より政府内部での政治的軋轢の激化から民選議院設立の建白等に触発され、自由民権運動が次第に国民の間に浸透していこうとする時期、政府側も裁判所における政治的抗争に備へるべく明治七（一八七四）年五月二十日司法省甲第九号達を以て「裁判所取締規則」（全八条）を定め、裁判官を尊敬する様、その違反者には譴責を加え、罰金を課する等の規定を設けており、その後も司法省甲第十九号（十月八日）達では右規則中第五条乃至第八条を改正しているが、ことに当時の代言人の違反に対しては嚴重な処分を用意している。そして同年司法省甲第二十一号達（十二月二十日）では裁判所規則第九条を改正し

明治初年代、民事裁判呼出しに遅不参の者処分の一事例

「刻限呼出ヲ受タル者疾病又ハ無據事故アリテ遅参又ハ不参スル時ハ其事実ヲ明細ニ記載シタル届書ヲ呼出刻限前裁判所ニ差出スヘシ若シ刻限後届出ルカ又ハ無届ニテ遅参不参ヲ致ス者ハ斷獄課ニ廻シ違式ノ輕重ニ問ヒ相当ノ罰金ヲ科ス可キ事」という形に変わりながら、そしてここでは民事に限らず広く裁判所の呼出しに疾病等正当な理由なく無届で遅不参した者には、違式の輕重に従い相当の罰金が斷獄課において科せられることになつた。この甲第二十一号司法省達は、前示の如く明治十年第五号太政官布告で廢止される迄存続することになる。

以上本稿では裁判所の呼出しに遅不参の者への取扱い法令を中心にその推移を眺めたが、この様な無届不参遅参者に対しては明治のこの時期、行政庁においても、広く文武官においてもその取扱いには政府は苦慮していた様であつたことは当時の多くの法令がそれを物語っている（複製版法令全書（別巻―3）索引③「不参・不参届」の項目――一七七九頁以下参照――昭和五一年原書房発行）。